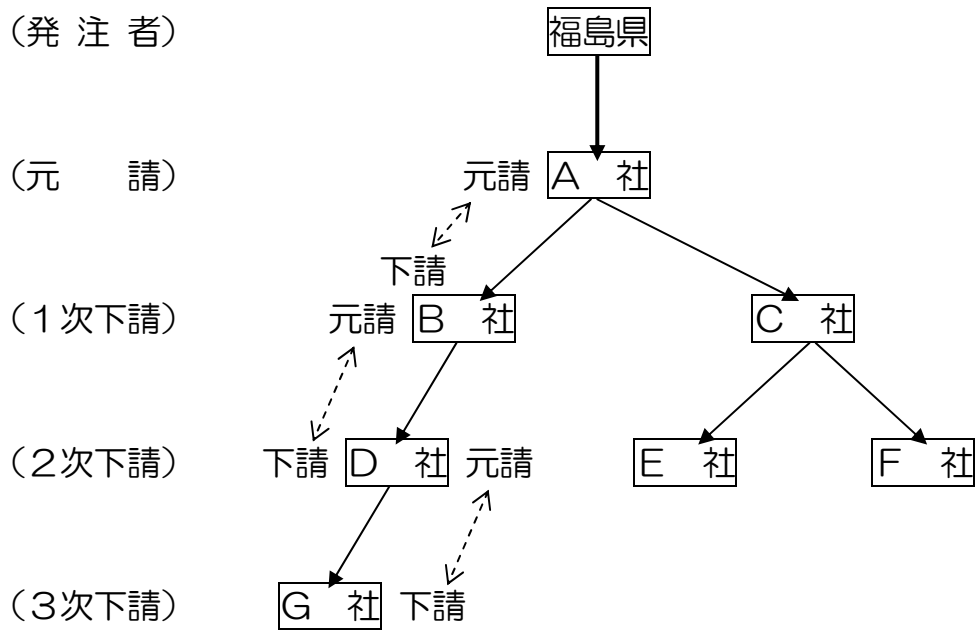


# 福島県発注工事における元請・下請関係の適正化の取組み

## 1 対象範囲

県から直接工事を請け負った者とその1次下請負人の関係だけではなく、工事が数次の下請契約により施工される場合は、その全ての元請・下請関係を対象



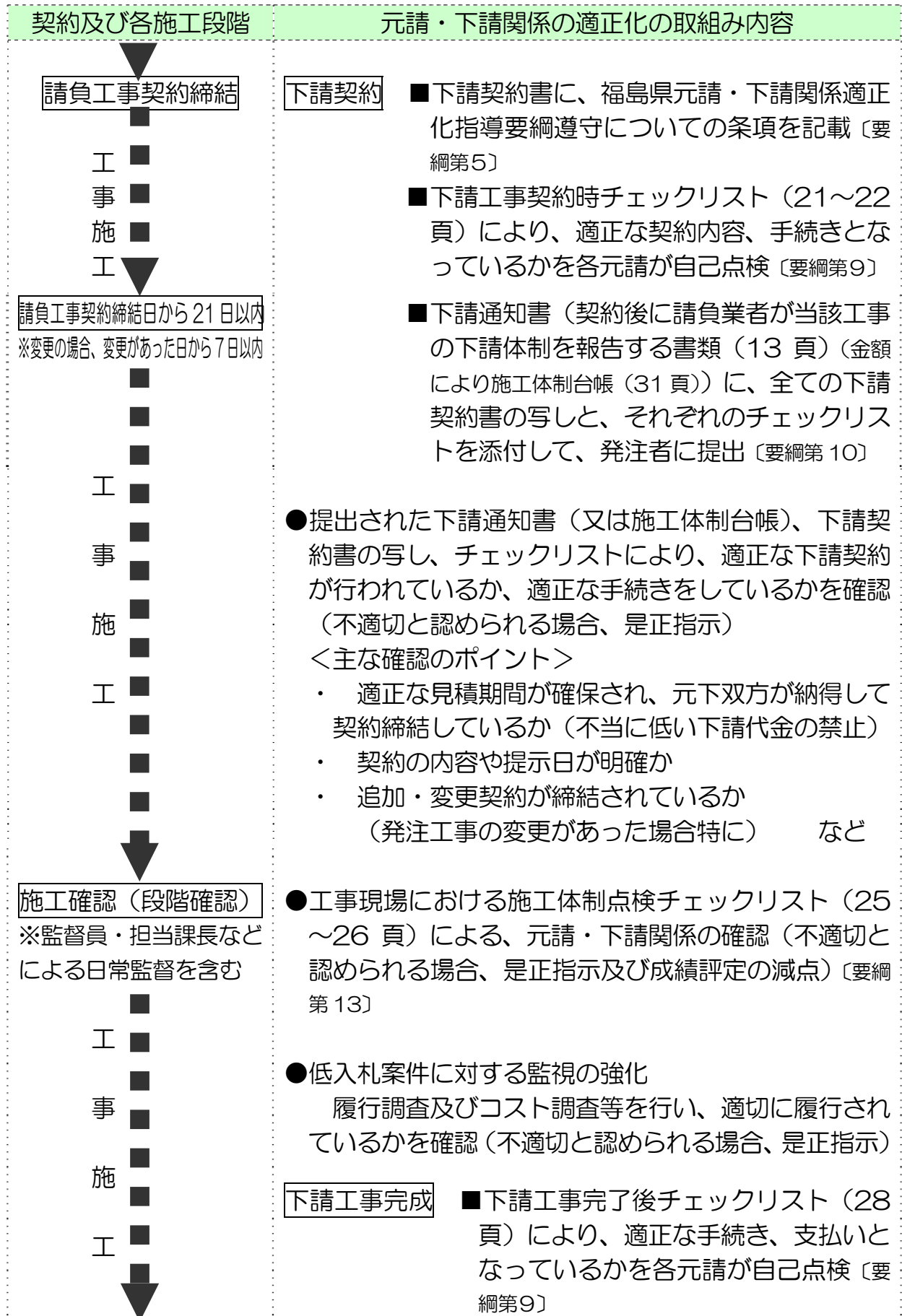
## 2 取組みの概要

### (1) 各工事における取組み (フロー)

●：発注者、■：各企業

契約及び各施工段階	元請・下請関係の適正化の取組み内容
入札 ・ 契約 手 続 き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低入札価格調査                              下請計画を含む施工体制、見積内訳などについて聴取調査を行った上で落札者を決定（不適切と認められる場合、入札を失格とする）</li> <li>●総合評価方式施工体制事前提出方式における事前確認                              下請契約の内容について事前確認を行った上で落札者を決定（H20.1 から試行）</li> </ul>
▼	
落札者・契約相手方決定	

●：発注者、■：各企業



●：発注者、■：各企業

契約及び各施工段階	元請・下請関係の適正化の取組み内容
<p style="text-align: center;">完成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">成功検査</p> <p>※中間検査を実施する場合、中間検査も同様</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">成功検査完了後 2ヶ月以内</p> <p>※支払手続きが完了していない下請契約がある場合、見込みで記載して提出し、全ての支払手続き完了後、速やかに再提出する</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●下請通知書等元下関係書類が適正であるかを確認（不適切と認められる場合、是正指示及び成績評定の減点）</li><li>■下請負報告書（工事完了後に請負業者が当該工事の下請代金支払い状況を報告する書類、27頁）に、全ての下請契約にかかるチェックリストを添付して、発注者に提出〔要綱第12〕</li><li>●提出された下請負報告書、チェックリストにより、適正な手続き、支払をしているかを確認（不適切と認められる場合、是正指示） ＜主な確認のポイント＞<ul style="list-style-type: none"><li>・支払までの期間が適正か</li><li>・支払代金に占める現金の比率が低すぎないか など</li></ul></li></ul>

## (2) その他

### ①建設業法遵守状況等実態調査（工事实施年度の次年度）

元請・下請両者を対象に訪問調査を行い、建設業法に基づいて、適正に下請契約の締結及び下請代金の支払がなされているかを、契約書面及び支払関係書面により確認する

不適切と認められる場合、指導・助言を行う

### ②通報窓口「下請110番」（随時）〔運用2〕

福島県元請・下請関係適正化指導要綱に抵触する行為があった場合における通報窓口を設置（29頁参照）

通報内容について事実関係の調査を行い、改善指導又は是正指示、関係法令所管先への通報等を行う

### ③県の是正指示に従わない者に対する入札参加資格制限措置〔要綱第14〕

元請・下請関係に関する県からの是正指示に従わない場合、関係者に対して入札参加資格制限措置を行う（入札参加資格制限期間2ヶ月）

## 福島県発注工事における元請・下請関係の適正化に関する資料

No	資料の名称	頁
1	契約の方法及び入札の条件	5
2	工事請負契約書	8
3	工事請負契約約款（抜粋）	9
4	施工計画書（抜粋）	10
5	共通仕様書（抜粋）	12
6	下請通知書	13
7	下請契約書及び下請工事契約時チェックリスト	14
9	工事請負変更契約書	23
10	下請通知書（変更）	24
11	工事現場における施工体制点検チェックリスト（抜粋）	25
12	下請負報告書及び下請工事完了後チェックリスト	27
13	下請110番について	29
14	施工体制台帳	31

※ 1～12は、下記条件での例示

当初請負金額 10,500,000 円

最終請負金額 11,550,000 円

一 次 下 請 2社 当初 2,625,000 円 最終 2,940,000 円

二 次 下 請 な し

閲覧図書（設計書など）に添付し、契約の方法と入札の条件を入札参加者に周知するためのもの。  
下請負に付す場合の遵守事項を明示。（2. 入札の条件等(16)下請負に付す場合の遵守事項）

## 契約の方法及び入札の条件

（条件付き一般競争入札）

### 1. 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

### 2. 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は入札公告及び次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額

入札説明書による。

#### (2) 見積内訳書

入札参加者は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を入札書と同封して郵送により提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

#### (3) 入札保証金

入札説明書による。

#### (4) 落札者

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下らない最低の価格をもって申込みをした者から第2順位までを落札候補者とし、第1順位の者から順に入札参加資格確認を行い落札者を決定する。

#### (5) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

#### (6) 契約保証金

入札説明書による。

なお、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

#### (7) 前金払

福島県財務規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払 請負代金額の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

#### (8) 部分払

福島県財務規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前金払の約定をするときは10分の6（前払金の約定をしないときは10分の3））を超えた場合に限る。

なお、部分払いの回数は福島県財務規則第239条第3項で定めるところによる。

#### (9) 工期

工期は平成21年12月28日限りとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者（以下「甲」という。）が指定する日とする。

- (10) 建設業退職金共済組合への加入  
建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。
- (11) 建設労務者の休養  
日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。
- (12) 現場代理人等届  
請負者（以下「乙」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。
- (13) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更（福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第25条第1項から第4項までの規定をいう。）  
約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（乙の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。
- (14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更  
約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。  
また、甲又は乙は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (15) 不可抗力による損害の負担  
約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。  
また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (16) 下請負に付す場合の遵守事項  
工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (17) 配置予定の技術者  
ア 他の発注機関等の入札（同一時刻の入札も含む）との関係について  
同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、ただちに「入札書を無効とする申出書」を提出しなければならない。  
イ 他の建設工事の配置技術者との関係について  
入札時点において、他の建設工事の配置予定技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてできるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、ただちに「入札書を無効とする申出書」を提出しなければならない。  
ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合について  
配置予定の技術者を配置することが出来なくなった場合で「入札書を無効

とする申出書」の提出がなく契約を締結しないときは、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく参加資格制限を行うことがある。

エ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(18) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(19) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

〔別記〕 特約条項

第1 乙は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2 乙は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により、変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札金額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合には特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げることとする。）

第3 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、甲、乙協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。





## 福島県工事請負契約約款（抜粋）

平成8年3月29日付け8財第175号総務部長依命通達  
最終改正 平成21年3月24日

（下請負）

第7条 乙は、工事の一部を第三者に請け負わせるときは、福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、当該第三者に対して同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。

### 施工計画書（抜粋）

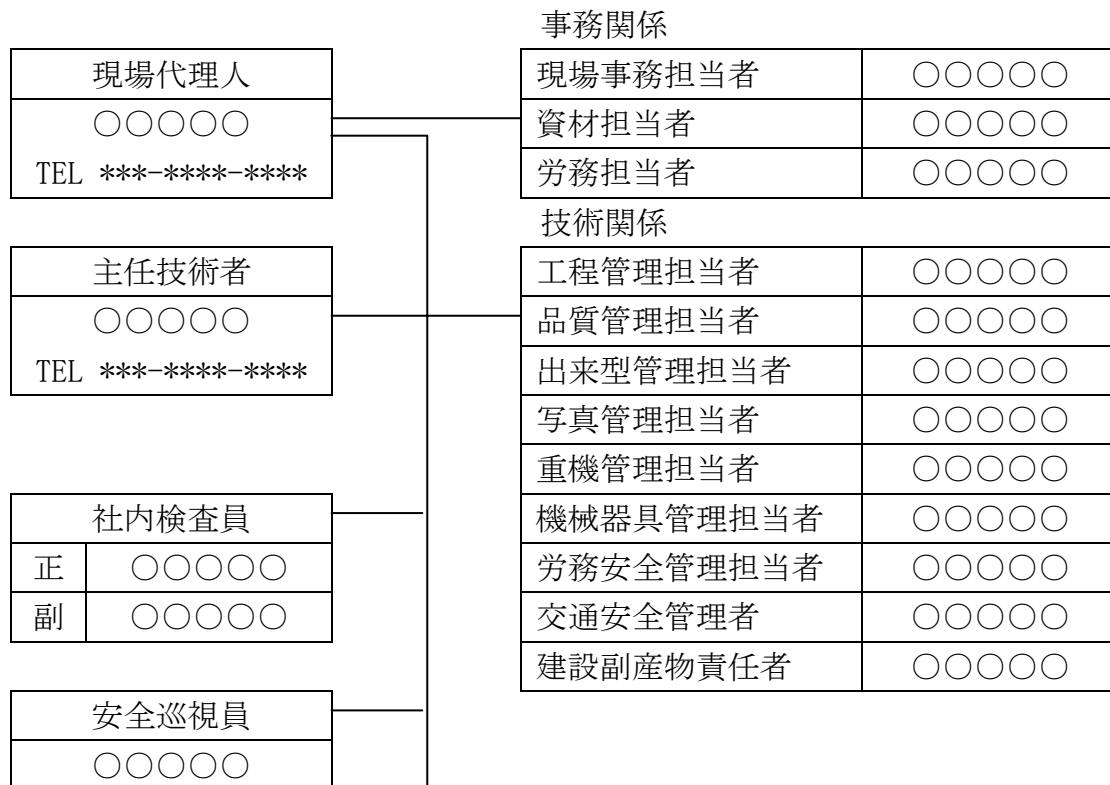
施工計画書とは、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての計画書であり、工事着手前に提出しなければならない。

施工計画書には、下請を含む現場組織表を記載しなければならない。

（共通仕様書土木工事編第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-7 施工計画書）

### 3. 現場組織表

#### 【元請負組織】



#### 【協力会社組織】

〈一次下請負会社〉

会社名	責任者	工種	管理項目
(株) ■■組	○○○○○	排水工	
(有) △△工業	○○○○○	道路標識設置工	

〈二次下請負会社〉

なし

#### 【技術者等の資格】

職名	氏名	資格名・番号・交付年月日等	所属会社
現場代理人	○○○○○	1級土木施工管理技士 平成○年○月○日	○○○建設(株)
主任技術者	○○○○○	1級土木施工管理技士 平成○年○月○日	○○○建設(株)

職名	氏名	資格名・番号・交付年月日等	所属会社
社内検査員(正)	〇〇〇〇〇	1級土木施工管理技士 平成〇年〇月〇日	〇〇〇建設(株)
社内検査員(副)	〇〇〇〇〇	1級土木施工管理技士 平成〇年〇月〇日	〇〇〇建設(株)

【元請・下請関係者一覧表(元下要綱様式第2号)】

元請・下請関係者一覧表

元請業者	番号 1	商号又は名称	〇〇〇建設株式会社	
		代表者	代表取締役 〇〇〇〇〇	
		現場代理人	〇〇〇〇〇	
		主任技術者	〇〇〇〇〇	
下請業者	番号 2	商号又は名称	株式会社■■■組	直上の元請 の番号  1
		代表者	代表取締役 〇〇〇〇〇	
		所在地	〇〇市〇〇〇〇〇番	
		予定工事期間	21年8月3日から21年10月31日まで	
		工事場所、内容	〇〇市〇〇町〇〇地内 排水工	
		現場代理人	〇〇〇〇〇	
		主任技術者	〇〇〇〇〇	
下請業者	番号 3	商号又は名称	有限会社△△工業	直上の元請 の番号  1
		代表者	代表取締役 〇〇〇〇〇	
		所在地	〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号	
		予定工事期間	21年11月10日から21年12月10日まで	
		工事場所、内容	〇〇市〇〇町〇〇地内 道路標識設置工	
		現場代理人	〇〇〇〇〇	
		主任技術者	〇〇〇〇〇	
下請業者	番号	商号又は名称		直上の元請 の番号
		代表者		
		所在地		
		予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		工事場所、内容		
		現場代理人		
		主任技術者		

## 共通仕様書 土木工事編 I (抜粋)

### 第 1 編 共通編

#### 第 1 章 総 則

#### 第 1 節 総 則

##### 1-1-7 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、監督員と打ち合わせをしなければならない。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

(3) 現場組織表(工場製作にあつては工場組織表)

(4) 安全管理

(5) 主要機械

(6) 主要材料

(7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)

(8) 施工管理計画

(9) 緊急時の体制及び対応

(10) 交通管理(ダンプトラックの過積載防止についても記載する)

(11) 環境対策

(12) 現場作業環境の整備

(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(14) UD 指針に基づき実施する項目・内容

(15) その他

2. 請負者は、上記 1. (6)において、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品、及び JIS 指定工場の生コンクリートを使用する場合は、各工場名等を必ず記載するものとする。

3. 請負者は、上記 1. (9)において、請負者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。

4. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出し、打ち合わせをしなければならない。

5. 請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

契約後に請負業者が当該工事の下請体制を報告する書類  
 県との請負工事契約締結後21日以内に全ての下請契約書の写しと、それぞれの契約時チェックリストを添付して提出。(工事着手まで期間があるなどの場合は見込みで提出し、確定後すみやかに再提出。)  
 (元下要綱第10)

様式第4号

下 請 通 知 書

平成21年7月7日

福島県○○○○○事務所長 ○○○○ 様

名 称 ○○○建設株式会社  
 代表者 代表取締役 ○○○○○ 印



平成21年6月18日契約の○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事について下記のとおり通知します。

元請業者	番号 1	商号又は名称	○○○建設株式会社			
		代 表 者	代表取締役 ○○○○○			
		請 負 金 額	¥10,500,000			
		現 場 代 理 人	○○○○○			
		主 任 技 術 者	○○○○○			
下請業者	番号 2	商号又は名称	株式会社■●組		直上の元請 の番号  1	
		代 表 者	代表取締役 ○○○○○			
		所 在 地	○市○○○○○番			
		予定工事期間	平成21年8月3日から平成21年10月31日まで			
		工事場所、内容	○市○町○地内 排水工	下請契約金額		¥2,100,000
		現 場 代 理 人	○○○○○			
業者	番号 3	商号又は名称	有限会社△△工業		直上の元請 の番号  1	
		代 表 者	代表取締役 ○○○○○			
		所 在 地	○市○○○○○丁目○番○号			
		予定工事期間	平成21年11月10日から平成21年12月10日まで			
		工事場所、内容	○市○町○地内 道路標識設置工	下請契約金額		¥525,000
		現 場 代 理 人	○○○○○			
業者	番号	商号又は名称			の元請 番号	
		代 表 者				
		所 在 地				
		予定工事期間	年	月		
		工事場所、内容				
		現 場 代 理 人				
	主 任 技 術 者					

下請通知書、下請契約書の写し、契約時チェックリストにより、適正な下請契約となっているか、適正な手続きをしているかを確認する。  
 ※本資料では下請契約書の写しとその契約時チェックリストは番号2の下請工事のみを添付しています。(番号3の下請工事分は割愛)

- [記入上の注意]
- 1 全ての下請(2次下請以降も含む。)について記載するとともに、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト(様式第1号)の写しを添付すること。
  - 2 「下請契約金額」の欄は、2次以下の下請契約についても契約金額を記載すること。
  - 3 「直上の元請の番号」の欄は、その工事を発注した業者の番号を記載すること。例えば番号2の業者が番号3の業者と下請契約を締結した場合、番号3の業者の「直上の元請の番号」は2となる。
  - 4 記載欄が不足する場合は複数枚があってもかまわない。

## 注 文 請 書

(下請負人)

住 所 福島県〇〇市〇〇〇〇〇番

会社名 株式会社■■■組

代表者 代表取締役 〇〇〇〇〇

(印)

収入  
印紙

(印)

(元請負人)

住 所 福島県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇〇号

会社名 〇〇〇建設株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇〇 様

貴注文を下記条項承諾のうえお受けいたします。

なお、この契約の履行に当たっては、工事下請契約約款を遵守します。

チェックリスト 9 ①

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事	路線・河川名	一般県道〇〇〇〇〇線
施 工 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内	工 期	平成 21 年 8 月 3 日から
工 事 概 要	排水工		平成 21 年 10 月 31 日まで
請負代金額	¥2,100,000	引 渡	平成 21 年 10 月 31 日まで
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥100,000	支払条件	完成払
請求締切	毎月 末日		現金 100%、手形 0% (サト 日)
支 払	翌々月 20 日		完成後入金
備 考	下請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。		

No.	名称	仕様	呼称	数量	単価	金額	備考
1	****	*****		**	***	*****	
2	****	*****		**	***	*****	
3	****	*****		**	***	*****	
		チェックリスト 9 ①					

## 工事下請契約約款

元請負人〇〇〇建設株式会社（以下「甲」という。）と下請負人株式会社■■組（以下「乙」という。）は、甲と発注者との契約にかかる工事（以下「当該工事」という。）の一部について、以下の条項に基づき工事下請契約約款（以下「下請約款」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 甲と乙は、注文書、注文請書記載の工事（以下「この工事」という。）を完成するため、注文書、注文請書に定めるもののほか、この下請約款に基づき、別冊の図面、仕様書その他の書類（以下「設計図書等」という。）に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

（適用範囲）

第 2 条 この下請約款の定めは甲が発注し、乙が施工する甲・乙間で締結する一切の請負工事（以下「個別工事」という。）について、注文書、注文請書、設計図書等に特別の定めのない事項はすべて本下請約款の定めるところによる。

（設計図書等）

第 3 条 第 1 条の設計図書等は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成する等これが不用となったときは、すみやかに甲に返納する。

（個別工事の契約）

第 4 条 甲は、契約の前に工事内容、工期を具体的に示して、一定の見積期間を設け、乙は、個別契約を締結するにあたって、工事の種別毎に材料費、労務費、外注費その他の経費の内訳を明らかにして、見積を行うよう務めなければならない。

2 乙は、甲の請求があったときは、個別工事の契約が成立するまでの間に見積書を提出しなければならない。

3 甲は、提出された見積書を審査のうえ、注文書を発行し、乙はこれに対し注文請書を提出して、個別工事の契約書（以下「個別契約」という。）が成立する。

（関連工事との調整）

第 5 条 甲は、当該工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、乙はその指示に従う。

2 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡および調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

（法令等遵守の義務）

第 6 条 甲および乙は、施工にあたり建設業法、その他工事の施工（運搬を含む。以下同じ。）、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

3 乙は工事を施工するにあたり、再下請負人（再下請負が数次にわたって行われるときは、二次以降のすべての下請負人を含む。以下同じ。）に前 2 項に規定する法令および

行政指導ならびに甲の指示・指導を遵守させる。

（秘密の保持）

第 7 条 乙は、工事について、発注者および甲の企業秘密ならびに施工上の工法、技術およびこれらに関する情報知識または営業上の秘密の一切を工事の完成後であっても他に漏らしてはならない。乙は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）及び乙の再下請負人またはその被用者についてもこれらの秘密を保持させなければならない。

（特許権等）

第 8 条 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具等を施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについてはこの限りでない。

2 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法等、または甲と共同で開発した施工方法、工事材料、機械器具等について、甲の書面による同意を得ないで使用し、または特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させてはならない。

（安全・衛生の確保等）

第 9 条 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

2 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針ならびに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にしなければならない。

3 乙は、その被用者または乙の再下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第 87 条第 2 項に定めるところにより本項によって使用者として補償引受の責を負う。

4 乙の被用者または乙の再下請負人の被用者の業務上の災害補償についての労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱については、甲が加入する労災保険による。ただし、乙もしくはその被用者または乙の再下請負人もしくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意または重大な過失による事故等にかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。

（事業内容の報告）

第 10 条 甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容等について報告を求めることができる。

（意見の聴取）

第 11 条 甲は、施工上の工程の細部、作業方法等を定めるにあたり、あらかじめ乙の意見を聴取する。

（保証人）

第 12 条 乙は、契約から生ずる金銭債務について、乙と連帯して弁済の責を負う保証人を立てよう甲に求められたときは、すみやかに甲の承諾する保証人を立てる。

2 保証人がその義務を果せないことが明らかになったときは、甲は乙に対してその変更を求めることができる。

（書面主義）

第 13 条 この約款の各条項に基づく承諾・通知・指示・請求等は原則として書面により行う。

(権利義務の譲渡禁止)

第 14 条 甲または乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲または乙は、工事目的物または工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第 15 条 乙は、一括して工事の全部または主たる部分を第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。止むを得ず一括下請負を行わせる場合は、事前に書面にてその旨を甲に申し出て発注者ならびに甲の承認を受ける。ただし、公共工事の場合は、一括下請負を禁止する。

(関係事項の通知)

第 16 条 乙は、甲に対して次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく甲の定める様式によって通知する。

- 一 建設業の許可業種および番号
- 二 主任技術者の氏名ならびにその有する資格および現場代理人をおくときはその氏名
- 三 雇用管理責任者、安全衛生責任者の氏名
- 四 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
- 五 工事現場において使用する一日あたりの平均作業員数
- 六 工事現場において使用する作業員の名簿および作業員に対する賃金支払の方法
- 七 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく甲の定める様式によってその旨を通知する。

(再下請負人の関係事項の通知)

第 17 条 乙が工事の全部または一部を第三者に請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約（その契約にかかる工事が数次の契約によって行われるときは、二次以降の全ての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく甲の定める様式によって通知し下請負契約書の写（元請工事が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第二項で規定する公共工事に該当しない場合には金額欄抹消可）をすみやかに提出する。

- 一 請負人の氏名および住所（法人であるときは名称および工事を担当する営業所の所在地）
- 二 建設業の許可業種および番号
- 三 主任技術者の氏名ならびにその有する資格および現場代理人をおくときはその氏名
- 四 雇用管理責任者、安全衛生責任者の氏名
- 五 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
- 六 工事の種類および内容
- 七 工期

八 請負人が工事現場において使用する一日あたりの平均作業員数

九 請負人が工事現場において使用する作業員の名簿および作業員に対する賃金支払の方法

十 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく甲の定める様式によってその旨を通知する。

(作業所長)

第 18 条 甲は、工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長をおき、その氏名を乙に通知する。

2 乙がこの約款に基づく指示・検査・立会・承認等を求めたときは、作業所長はすみやかにこれに応ずる。

3 作業所長は、この約款に基づく検査・立会等のため、現場監督員をおくときは、その氏名および権限を乙に通知する。

(現場代理人および主任技術者)

第 19 条 現場代理人は、乙に代って工事現場一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の規律、安全衛生、災害防止または就業時間等工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

2 主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。

3 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第 20 条 甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している再下請負人、作業員等で、施工または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、現場監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 甲または乙は、前 2 項の規定による請求があったときは、その請求にかかる事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料および工用機器)

第 21 条 乙は、契約時に合意し、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工用機器について適当でないと思えたものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。

2 乙は、工事現場に搬入した工事材料または工用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の書面による承諾をうける。

3 第 1 項による不合格工事材料または適当でないと思えた工用機器は、作業所長の指図によって、乙がこれを引き取る。

4 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指図による。



- 5 工事現場に搬入した工事材料および工器用機器の保管は、乙が行う。
- 6 第1項の検査に要する費用は、別に定める場合を除き乙の負担とする。  
(立会)

第22条 乙は、地中または水中の工事その他施工後、外から見ることでできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求める。  
(支給材料および貸与品)

チェックリスト  
9④

- 第23条 甲の支給材料または貸与品は、あらかじめ検査または試験に合格したものとする。
- 2 支給材料または貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場内の甲の置場とする。
- 3 乙は、支給材料または貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用または保管の責を負うものとし、損傷または滅失したときは、甲の損害を賠償する。
- 4 乙は、支給材料(有償支給材料を除く。)が不用となったときまたは貸与品が使用済みとなったときは、すみやかに清掃・整備を行い、工事現場または工事現場周辺の甲の指示する場所に返却する。  
(設計図書不適合の場合の改造義務)

第24条 乙は、施工および工事材料(支給材料および貸与品は除く)が設計図書に適合しない場合、または品質証明書(製品証明書または試験成績書等)に偽装、捏造、改ざんがあった場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

2 乙が、甲の指示する期日までに改造を行わないことが明らかであるときは、甲は、乙の費用負担において改造を代行することができる。  
(条件変更等)

チェックリスト  
9⑤

- 第25条 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。
  - 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
  - 二 設計図書の表示が明確でないこと、図面と仕様書とが一致しないことまたは設計図書に誤謬あるいは脱漏があること
  - 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件が実際と相違すること
  - 四 工事現場において、施工の支障となる予期することのできない事態が発生したこと
- 2 作業所長は、前項の確認を求められたときまたは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。
- 3 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期もしくは請負代金額を変更する。この場合において、工期または請負代金額の変更については、見積要項にしたがい、甲乙協議して定める。  
(工事の変更・追加・中止等)

チェックリスト  
9⑤

第26条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、追加し、または工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。この場

合において、必要と認められるときは、甲乙協議して工期または請負代金額を変更する。  
(乙の請求による工期の延長)

第27条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

チェックリスト  
9⑤

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。  
(甲の請求による工期の変更等)

第28条 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

チェックリスト  
9⑤

- 2 この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
- 3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。  
(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第29条 工期内に賃金または物価の変動により請負代金額が著しく不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更することができる。

チェックリスト  
9⑦

2 元請契約において、当該工事を含む元請工事の部分について、賃金または物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲または乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。  
(臨機の措置)

第30条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。  
(一般的損害)

第31条 第35条(完成検査)による完成検査前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。  
(第三者に及ぼした損害)

第32条 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものおよび施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

チェックリスト  
9⑧

2 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協

チェックリスト  
9 ⑥

力してその処理解決にあたる。  
(天災その他不可抗力による損害)

第 33 条 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場に搬入した工事材料または建設機械器具に損害を生じたときは、甲乙が協議して重大な損害と認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担するものとし、その負担額については引取、あと片付けに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

2 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、第 1 項の損害額からこれを控除する。

(所有権の帰属・移転)

第 34 条 工事の出来形部分の所有権は、甲に帰属する。

2 工事現場に搬入した工事材料の所有権は、甲に帰属する。ただし、作業所長の検査の結果不合格となったものについてはこの限りでない。

3 作業所長の検査に合格した乙の製造工場等にある乙所有の工場製品の所有権は、支払に伴い甲に移転する。

(完成検査)

第 35 条 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

2 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。  
(完成前使用)

第 36 条 甲は、工事の完成前においても工事目的物の全部または一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

(請負代金の支払方法および時期)

第 37 条 請負代金の支払方法および時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

2 甲または乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期または支払方法の変更を求めることができる。

3 前項の場合において、甲または乙は、相手方のこうむった損害の負担について協議して定める。

(前金払)

第 38 条 甲が前払金を受領した場合、乙が資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な資金につき、甲は乙の請求に応じ前払金を支払うことができる。この場合甲は乙に対し相当の担保の提供を求めることができる。

(部分払)

第 39 条 乙は、検査に合格した出来高部分ならびに工事現場に搬入した工事材料および乙の製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額について、注文書、請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

3 乙は、前払金の支払を受けている場合においては、前払金額が第 1 項の請求額以下である場合のみ、その差額を請求できる。

(完成時の支払)

第 40 条 乙は、工事が第 35 条 (完成検査) の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡を要する工事にあつては引渡の時とする。

2 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

(工事代金等の立替払)

第 41 条 乙または再下請負人が、工事の施工に関して、工事代金、賃金、材料代金、工費用機器代金等の支払を遅滞し、かつ、乙または再下請負人に支払停止等の事情が生じて、乙の被用者、再下請負人、その被用者、もしくは第三者に損害が生じ、またはその恐れがあるときは、甲は乙に対してその支払を勧告する。乙または再下請負人がすみやかに適切な措置をとらない場合、または適切な措置をとる見込がないと認められる場合は、甲は乙に支払を勧告せずに甲の判断によって、甲は立替払をする等自らこれを解決することができる。

(相殺)

第 42 条 甲は前条の規定により立替払をしたときは、これを乙に対する立替金として処理することができるほか、甲はその立替額と乙に対する支払額とを対当額にて直ちに相殺することができる。甲の乙に対する賠償金等についても、甲は同様の措置をとることができる。

2 前項の相殺は本件工事以外の甲乙間全ての工事を対象として行うことができる。

(乙の中止権)

第 43 条 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。

一 甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき

二 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき

2 甲は、前項第一号の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持または作業員、工費用機器等を保持するための費用その他工事の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

(瑕疵担保)

第 44 条 甲は、工事目的物の瑕疵について、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときおよび瑕疵担保期間を経過したときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償を請求することができる期間は、元請契約における瑕疵担保期間とする。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失によっ

チェックリスト  
9 ⑪

チェックリスト  
9 ⑫

チェックリスト  
9 ⑬

て生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は10年とする。

3 工事目的物が第1項の瑕疵により滅失またはき損したときは、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失またはき損を知った日から6か月以内に限り第1項の権利を行使することができる。

4 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質または甲もしくは作業所長の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

5 甲、発注者または発注者その他の者から工事目的物を譲り受けた者が瑕疵担保期間内に指摘した工事目的物の不具合であって、甲が瑕疵と認めたものは工事目的物の瑕疵と推定する。

(履行遅滞の場合における損害金)

第45条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。この場合における損害金の額は、甲乙協議して定める。

2 甲の責に帰すべき理由により、第38条(前金払)、第39条(部分払)、第40条(完成時の支払)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、“政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条”に定める割合(乙が特定建設業者または資本金が建設業法第24条の5第1項の金額以上の法人でない場合は、建設業法第24条の5第4項に定める割合)で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第46条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。

- 一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
- 二 その責に帰すべき理由により工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
- 三 代表者の所在が不明のとき、または工事を放棄し、もしくは正当の理由がなく工事を休止したとき、または、乙が廃業し、営業を中止し、もしくは正当な理由なく1週間以上連絡が取れないとき
- 四 施工または管理が著しく不相当で、甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、または、及ぼす恐れがあると認められるとき
- 五 第6条(法令等の遵守義務)に違反し、甲が是正を指示・指導しても、なお履行しないとき
- 六 支払停止に至ったとき、または乙の振出した手形、小切手が不渡りとなったとき
- 七 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の各申立、または特定調停の申立その他これらに準ずる法的手続の申立があったときまたは解散したとき
- 八 前7号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

九 第49条(乙の解除権)第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分および部分払の対象となった工事材料の引渡を受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡を受けないことができる。

3 甲が前項の引渡を受けたときは、甲乙協議して精算する。

4 前項の精算の結果、乙の受領金額が出来高累計額を超える場合は、乙はその超過額について支払を受けたときから“政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条”に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

5 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第47条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。

一 乙が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)であるとき、または暴力団等であったとき

二 乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であるとき、または暴力団等であったとき

三 乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行ったとき、または暴力団等と密接な交際があるとき

四 乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者であるとき、またはこの者とかかわり、つながりのある者であるとき

五 乙が契約の履行のために契約する者が前4号のいずれかに該当するとき

六 乙が自らまたは第三者を利用して、甲に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または乙の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき

七 乙が自らまたは第三者を利用して、甲に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

八 乙が自らまたは第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき

九 乙が自らまたは第三者を利用して、甲の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき

2 甲が前項の規定により契約を解除した場合に乙に損害が生じても、甲はこれを一切賠償しない。

3 第46条(甲の解除権)第2項から第5項までの規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

第48条 甲は、工事が完成しない間は、第46条第1項および前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第46条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、第46条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第49条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第26条(工事の変更・追加・中止等)の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき

二 第43条(乙の中止権)第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2(工期の1/2が6か月を超えるときは6か月)を経過しても、なおその中止が解除されないとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の1/4(工期の1/4が3か月を超えるときは3か月)を経過しても、なおその中止が解除されないとき

三 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

2 第46条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第46条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

3 乙は、第1項の規定により、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第50条 契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取、あと片付け等の処置を行う。

2 前項の処置がおこなわれているとき、催告してもなお正当な理由なく行われなるときは、相手方は代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

(紛争の解決)

第51条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲または乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者または建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせんまたは調停により解決を図る。

第52条 甲および乙は、その一方または双方が前条のあっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、裁判所に訴えを提起することができる。又は甲乙双方合意のうえ、審査会の仲裁に付することができる。なお、この契約に関する訴訟については、当該契約を締結した甲の支店所在地を管轄する地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第53条 この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第54条 契約書ならびにこの約款の疑義およびこれらに定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。

附 則

この約款は平成20年5月1日より施行する。

様式第 1 号

下請工事契約時チェックリスト

平成 2 1 年 7 月 3 日

(当該下請工事における元請人)

商号・名称 ○○○建設株式会社

代表者 代表取締役 ○○○○○



契約相手方（下請）の商号・名称	株式会社 ■ ■ 組
-----------------	------------

項	目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。	<input type="radio"/>	
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）を超える金額の下請発注は行っていない。	<input type="radio"/>	
3	下請金額が 500 万円（建築一式工事の場合は 1,500 万円）以下の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。	<input type="radio"/>	
4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は福島県から入札参加制限措置を受けている者への下請は行っていない。	<input type="radio"/>	
5	下請契約の締結以前に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。	<input type="radio"/>	
6	上記 5 の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が 500 万円未満の工事…1 日以上 ・下請予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の工事…10 日以上（やむを得ない事情がある場合は 5 日以上） ・下請予定価格が 5,000 万円以上の工事…15 日以上（やむを得ない事情がある場合は 10 日以上）	<input type="radio"/>	
7	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額をその工事の施工に通常必要な原価に満たない金額とした事実はない。	<input type="radio"/>	
8	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。	<input type="radio"/>	
9	下請契約書には下記の事項を記載している。	<input type="radio"/>	
	① 工事内容	<input type="radio"/>	
	② 請負代金の額	<input type="radio"/>	
	③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	<input type="radio"/>	
	④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	<input type="radio"/>	
	⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	<input type="radio"/>	

下請契約締結日  
などにより確認

発注設計書と比較し、  
下請契約内容が著しく乖離して  
いたりしないかを確認

下請契約書  
を確認

様式第1号 (つづき)

	項 目	は い	いいえ
	⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	<input type="radio"/>	
	⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	<input type="radio"/>	
	⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	<input type="radio"/>	
	⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	<input type="radio"/>	
	⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期	<input type="radio"/>	
	⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	<input type="radio"/>	
	⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	<input type="radio"/>	
	⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	<input type="radio"/>	
	⑭ 契約に関する紛争の解決方法	<input type="radio"/>	
	⑮ 「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項	<input type="radio"/>	
10	その他、法令や福島県元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はない。	<input type="radio"/>	

下請契約書  
を確認

[記入上の注意]

- 1 県発注工事に係る全ての下請契約締結時(※1、2)に、各々の元請(※3)が自ら下請発注した工事について上記の項目を確認すること。
- 2 県から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約(※1)に係る契約書の写し及び本チェックリストを取りまとめの上、下請通知書(施工体制台帳)提出時(変更時も含む)に県に提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「下請契約締結時」には変更契約締結時も含む。

※3 「各々の元請」には県から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。(例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。)

印

発注工事の変更に伴い、下請工事の追加や、下請契約の変更が必要になることが予想されるので、県から直接工事を請け負った元請業者に確認し、必要な場合は適正に対応するよう指導する。

# 工事請負変更契約書

収入  
印紙  
印

1. 工事番号・名称 第 09-○○○○○-○○○○○ 号  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 工事

2. 工事の場所 一般県道○○○○○線 ○○市○○町○○地内

平成21年6月18日付け、発注者福島県を甲とし、請負者 ○○○建設株式会社 を乙として、契約締結した上記工事の契約内容を下記のとおり変更する。

第1条 甲の提示した設計図、仕様書を別紙のとおり変更する。

第2条 工事請負代金の額 ￥1,050,000円也を新たに増額する。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥50,000円也

第3条 その他は、原工事請負契約書のとおりとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年9月1日

発注者 福島県○○市○○○○番○号

福島県

福島県○○○○○事務所長 ○○○○

印

請負者 福島県○○郡○○町○○○○番○○号

○○○建設株式会社

代表取締役 ○○○○○○

印





「施工プロセス」のチェックリスト  
 (工事現場における施工体制点検チェックリスト) ※元下関係部分のみ抜粋

1. 工事番号 第 0 9 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 号  
 2. 工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 工事  
 3. 施工業者 〇〇〇建設株式会社

監督員・担当課長などによる工事施工中の日常監督の際に用いるチェックリスト  
 是正指示の内容、是正指示への対応状況によって、工事成績評定の減点となる

事務所名: 〇〇〇〇〇事務所

監督員名: 〇〇〇 〇〇

- ① 「施工プロセス」のチェックリストは、共通仕様書、契約約款に基づき、施工体制及び必要な施工プロセスが適切であることを監督員等が点検・確認する。
- ② 〈該当項目〉欄では、該当となる項目に〇を記入し、該当外の項目は空欄とする。
- ③ 〈チェック欄〉では、書類もしくは現場等で点検・確認した月日、及びその内容が〇Kであれば□にレマークを、不備がある場合は×マークを記入し、不備がある場合は備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
- ④ 〈法令遵守該当事項〉欄が〇印の項目の点検・確認結果に不備がある場合は、監督処分の対象となるので、不備が確認された段階で必要な措置を行う。ただし、主任技術者(監理技術者)専任の点検については、2回目の不在が確認された段階で必要な措置を行うこととする。
- ⑤ 〈チェックの時期・回数〉における「施工時の変更時」とは、下請業者の変更等による体制の変更時であり契約変更時ではない。

考査項目	細則	確認項目	確認内容 (工事現場の時期・回数)	該項目	チェック欄						備考 (指示事項及びその是正状況等)	法令遵守該当事項	
					着手	施工時				完成			
1	I 施工体制一般	○ 現場施工体制	・ 施工計画書の記載内容(現場組織表等)と現場施工体制が一致している。 (施工時の当初、変更時)	○	(6/29) <input checked="" type="checkbox"/>	(7/7) <input type="checkbox"/>	(8/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(9/7) <input type="checkbox"/>	(11/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(12/10) <input checked="" type="checkbox"/>			
		○ 施工体制台帳等 ※下請総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の場合	・ 施工体制台帳の写し【下請通知書】を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出した。 (施工時の当初、変更時)	○	(6/29) <input type="checkbox"/>	(7/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(8/20) <input type="checkbox"/>	(9/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(11/20) <input type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>		提出書類を书面確認	○
		※【】内は下請総額3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の場合。	・ 施工体制台帳【下請通知書】に、必要事項が記入してある。(施工体制台帳は別添チェックリストにて確認) (施工時の当初、変更時)	○	(6/29) <input type="checkbox"/>	(7/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(8/20) <input type="checkbox"/>	(9/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(11/20) <input type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>		提出書類を书面確認	
			・ 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付し、必要事項が記入してある。(別添チェックリストにて確認) (施工時の当初、変更時)	○	(6/29) <input type="checkbox"/>	(7/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(8/20) <input type="checkbox"/>	(9/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(11/20) <input type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>		提出書類を书面確認 下請通知書に下請契約書(写)が添付してあることの確認	
			・ 提出された施工体制台帳と同一のものを現場に備え付けられている。 (施工時の当初、変更時)		(6/29) <input type="checkbox"/>	(7/7) <input type="checkbox"/>	(8/20) <input type="checkbox"/>	(9/7) <input type="checkbox"/>	(11/20) <input type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>			○
		○ 施工体系図等 ※下請総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の場合	・ 施工体系図【元請・下請関係者一覧表】を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	○	(6/29) <input checked="" type="checkbox"/>	(7/7) <input type="checkbox"/>	(8/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(9/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(11/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>		※下請施工期間 8/3~10/26 (9/7変更あり) 11/10~12/7	○
		※【】内は下請総額3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の場合。	・ 施工体系図【元請・下請関係者一覧表】に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回/2ヶ月程度)	○	(6/29) <input checked="" type="checkbox"/>	(7/7) <input type="checkbox"/>	(8/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(9/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(11/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(12/10) <input checked="" type="checkbox"/>			○
	・ 施工体系図【元請・下請関係者一覧表】に記載されている監理(主任)技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)	○	(6/29) <input checked="" type="checkbox"/>	(7/7) <input type="checkbox"/>	(8/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(9/7) <input checked="" type="checkbox"/>	(11/20) <input checked="" type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>			○		
	○ 建設業許可標識	・ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置している。 (施工時1回程度)	○	(6/29) <input checked="" type="checkbox"/>	(7/7) <input type="checkbox"/>	(8/20) <input type="checkbox"/>	(9/7) <input type="checkbox"/>	(11/20) <input type="checkbox"/>	(12/10) <input type="checkbox"/>				

「施工プロセス」のチェックリスト  
(工事現場における施工体制点検チェックリスト)

( 2 / 7 )

考 査 項 目	細 別	点 検 項 目	点 検 内 容  (チェックの時期・回数)	該 当 項 目	チ ェ ッ ク 欄						備 考  (指示事項及びその是正状況等)	法 令 遵 守 該 事 項		
					着 手 前	施 工 時				完 成 時				
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 一 般	○ 建設業退職金 等 共済制度	・「建設業退職金共済制度適用事 業主工事現場」の標識が現場に掲 示している。(施工時1回程度)	○	(6/29)									
			・労災保険関係の項目が現場の見 やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	○	(6/29)									
			・建設業退職金共済証書の配布を 受け払い簿等により適切に管理し ている。(施工時2回程度)	○	(8/20)	(12/10)								
			○ 工事カルテ ※工事カルテの登録及び主任 技術者(監理技術者)の専任 義務は請負金額が2,500 万円以上(建築一式工事の場 合は5,000万円以上)	・工事カルテを事前に監督員の確 認を受け、契約締結後の10日以 内に登録機関に申請している。 (着手前、変更後、完成時)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
			○ 人員・機械 の配置	・工事規模に応じた人員、機械配 置の施工となっている。 (施工時適宜)	○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □			
			○ 現場代理人 の常駐義務 緩和の条件	・現場代理人の常駐緩和により不 在となる場合は、現場の取締り他、 施工に関する責任者を指定して配 置している。(施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		・現場代理人が現場を離れる時 は、監督員と必ず連絡が取れる体 制となっている。(施工時適宜)		○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □				
			○ 元請負人の 実質関与 下記10項目に、ひとつでも OKでないものがある場合は 不備があると判断する	・元請負人は下請工事の施工に実 質的に関与している。(一括下請 けの禁止) (施工時適宜)	○	( / ) □	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □			○
			1.発注者と の協議	・元請負人は協議等の打ち合わせ を主体的に実施している。	○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □			
			2.官公庁へ の届出	・元請負人は工事施工に伴う道路 管理者等の協議を行っている。		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □			
		3.近接工事 との調整	・元請負人は近隣工事との工程等 の調整を適正に行っている。		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □				
		4.工程管理	・元請負人は工事全体を把握し、 工事の手順段取りを適正に調整・ 把握している。	○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □				
		5.完成検査	・元請負人は下請施工分の完成検 査を実施している。	○	( / ) □	( / ) □	( / ) □	(11/20)	(12/10)	( / ) □				
		6.安全管理	・元請負人は労働者の安全教育、 下請業者の安全指導を実施してい る。	○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □				
		7.下請の施 工調整及び 指導監督	・元請負人は施工取り合い部分、 仮設物の使用等について調整指導 している。	○	( / ) □	(8/20)	(9/10)	(11/20)	( / ) □	( / ) □				
		8.住民への 説明	・元請負人は工事施工に伴う住民 説明を行っており、住民からの苦 情に的確に対応している。	○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □				
		9.施工計画	・元請負人は契約図書の内容を適 切に把握し、設計図書の照査を的 確に実施し、施工計画(工程計画、 安全計画、品質管理の計画)を立 案している。	○	(6/29)	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □				
		10.出来型・ 品質管理	・元請負人は所定の検査・試験を 実施している。	○	( / ) □	(8/20)	(9/10)	(11/20)	(12/10)	( / ) □				

工事完了後に請負業者が当該工事の下請代金支払い状況を報告する書類  
 竣功検査完了後2ヶ月以内に、全ての下請契約にかかる下請工事完了後チェックリストを添付して提出(元下要綱第12) ※竣功検査は、完成届の通知のあった日から起算して14日以内に行わなければならない

様式第5号

# 下請負報告書

平成22年2月22日

(契約権者あて)

(請負者) 所在地 福島県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇〇号  
 名称 〇〇〇建設株式会社  
 代表者 代表取締役 〇〇〇〇〇



## 1. 県工事請負契約の状況

工事番号	第09-0000-0000号	工期	平成21年6月19日～ 平成21年12月28日		請負金額受領状況			
			月日	金額(千円)	月日	金額(千円)	月日	金額(千円)
工事名又は事業名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	工事種別	道路改良工事		7月3日	4,200千円	1月29日	7,350千円
路河川名 地区名	一般県道 〇〇〇〇〇〇線	工事箇所	〇〇市〇〇町 〇〇地内					
契約額	11,550,000円							
		発注公所名		〇〇〇〇事務所				

## 2. 下請発注の状況

元請	商号・名称	〇〇〇建設株式会社		代表者	〇〇〇〇〇		所在地	〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇〇号	
下請	商号・名称	株式会社■組		代表者	〇〇〇〇〇		所在地	〇〇市〇〇〇〇〇番	
契約月日	平成21年7月3日	設計書等の有無	契約書 有	代金支払状況					
工期	平成21年10月31日			月日	金額(千円)	現金手形の別	月日	金額(千円)	現金手形の別
金額(千円)	2,415千円			H21.12.20	2,415千円	現金振込			
工種	排水工		注文書	〇					
完成	10月26日	検査	10月27日	引渡し	10月27日				

元請	商号・名称	〇〇〇建設株式会社		代表者	〇〇〇〇〇		所在地	〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇〇号	
下請	商号・名称	有限会社△△工業		代表者	〇〇〇〇〇		所在地	〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号	
契約月日	平成21年7月3日	設計書等の有無	契約書 有	代金支払状況					
工期	平成21年12月10日			月日	金額(千円)	現金手形の別	月日	金額(千円)	現金手形の別
金額(千円)	525千円			H22.2.20	525千円	現金振込			
工種	道路標識設置工		注文書	〇					
完成	12月7日	検査	12月7日	引渡し	12月7日				

元請	商号・名称			代表者			下請負報告書、完了後チェックリストにより、適正な手続き、支払をしているかを確認する。			
下請	商号・名称			代表者			※本資料では完了後チェックリストは下請通知書における番号2の下請工事のみを添付しています。(番号3の下請工事分は割愛)			
契約月日		設計書等の有無	契約書 有	月日	金額					
工期				下請仕様書 注文書						
金額(千円)				注文書						
工種			無							
完成	月日	検査	月日	引渡し	月日					

[記入上の注意]

全ての下請(2次下請以降も含む。)記載するとともに、下請工事完了後チェックリスト(様式第3号)を添付すること。

様式第 3 号

下請工事完了後チェックリスト

平成 21 年 1 2 月 2 0 日

(当該下請工事における元請人)

商号・名称 ○○○建設株式会社

代 表 者 代表取締役 ○○○○○



契約相手方（下請）の商号・名称	株式会社 ■ ■ 組
-----------------	------------

	項 目	は い	いいえ
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行った。	<input type="radio"/>	
2	完成検査は、下請からの完成通知後 20 日以内に実施した。	<input type="radio"/>	
3	完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。	<input type="radio"/>	
4	下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときから 1 か月以内に行った。 ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資本金 4,000 万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引渡しの申し出を受けた日から 50 日以内に代金の支払いを行った。	<input type="radio"/>	
5	下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間は 90 日以内（事情がある場合でも 120 日以内）とした。	90 日以内	
		120 日以内	
6	その他、法令や福島県元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はない。	<input type="radio"/>	

[記入上の注意]

- 1 県発注工事に係る全ての下請契約（※1）について、各々の元請（※2）が自ら下請発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。
- 2 県から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る本チェックリストを取りまとめの上、下請負報告書提出時に県に提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「各々の元請」には県から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

## 福島県発注工事 下請110番について

### 1 概要

- 福島県が発注する建設工事において、「下請代金が不当に減額された」「約束の期日までに支払いを受けられない」など、元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口です。
  
- 受付対象は
  - ①福島県が発注する建設工事における
  - ②福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定に抵触する行為です。
  
- 通報は文書にて受け付けます。別紙様式を参考として事実関係を整理の上、下記窓口までお送りください。
  - ※ 事実関係を具体的かつ正確に把握する必要がありますので、匿名でのご連絡や電話でのご連絡、又は事実関係が不明瞭なご相談はお受けできません。ご了承願います。
  - ※ 通報者の了承を得ずに、第三者に通報内容を知らせることはありません。（犯罪があると思料するときは、この限りではありません。）

### 2 流れ

#### 1 通報受理



#### 2 事実関係の確認



#### 3 関係者に対する指導・助言等



#### 4 元請等に法令違反の疑いがある場合は監督機関に報告

※ 本窓口は民事的な紛争解決のための仲介等を行うためのものではありませんのでご了承ください。

### 3 受付窓口

福島県総務部入札監理課

電子メール zaimu\_nyusatsu@pref.fukushima.jp

F A X 0 2 4 ( 5 2 1 ) 9 7 2 7

までお送りください。（※なお、各工事の発注機関でも受付いたします。）

(参考様式)

福島県発注工事 下請 110番通報票

1 通報者

(1) 商号 \_\_\_\_\_ (2) 代表者 \_\_\_\_\_  
(3) 住所 \_\_\_\_\_  
(4) 担当者  
職・氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

2 対象工事

(1) 工事名 \_\_\_\_\_  
(2) 工事番号 \_\_\_\_\_ (3) 工事場所 \_\_\_\_\_

3 通報内容 (誰から、いつ、どんな方法で、何をされたかなどについて、詳しく具体的に記載してください。)

※欄が足りない場合は別紙へ記載してください。

※参考となる書類等があれば添付してください。

送付先

福島県総務部入札監理課  
メール zaimu\_nyusatsu@pref.fukushima.jp  
FAX 024(521)9727

※なお、各工事の発注機関でも受付いたします。

# 施 工 体 制 台 帳

[会社名] \_\_\_\_\_  
 [事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

建設業法第26条第1項、第2項、第4項の規定により、下請契約金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事にあつては4,500万円）以上になる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を置かなければならないため、下請通知書ではなく、より詳細に施工体制を記載する**施工体制台帳**に全ての下請契約書の写しと、それぞれの契約時チェックリストを添付して、施工計画書提出時に提出することとしている。（元下要綱第11）

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督員名	権限及び意見	申出方法
----------	--------	------

監督員名	権限及び意見	申出方法
現場代理人名	権限及び意見	申出方法
監理技術者名	専任 非専任	資格内容
専門技術者名		専門技術者名
	職務内容	職務内容
	担当 工事内容	担当 工事内容

**（記入要領）**

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）。

**〔注意事項〕**

- 1 全ての下請（2次下請以降も含む。）について記載するとともに、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト（様式第1号）の写し並びに工事担当技術者台帳（参考様式第2号）を添付すること。
- 2 施工体制台帳は、建設業法施行規則第14条の2に規定する記載事項を満たすものであれば、様式は問わない。
- 3 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
  - ①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し（従業員証、健康保険証など）

参考様式第1号の2（施工体制台帳）

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL - - )		
工事名称 及 工事内容		下請契約金額	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 1 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
  - ①経験年数による場合
    - 1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
    - 2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
    - 3) その他 10年以上の実務経験
  - ②資格等による場合
    - 1) 建設業法〔技術検定〕
    - 2) 建築士法〔建築士試験〕
    - 3) 技術士法〔技術士試験〕
    - 4) 電気工事士法〔電気工事士試験〕
    - 5) 電気事業法〔電気主任技術者国家試験等〕
    - 6) 消防法〔消防設備士試験〕
    - 7) 職業能力開発促進法〔技能検定〕